

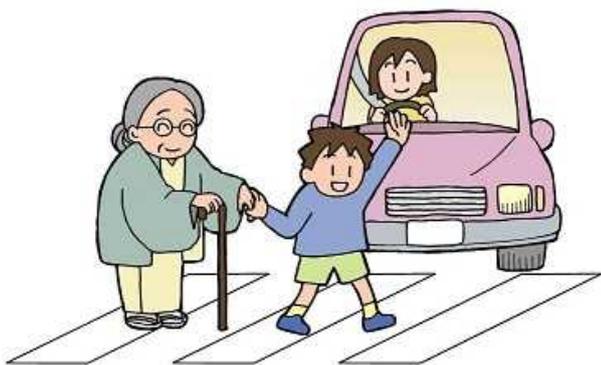
年末年始の交通安全運動

運動期間 令和6年12月6日（金）～令和6年12月15日（日）
令和7年1月8日（水）～令和7年1月17日（金）



重点目標

① こどもと高齢者の交通事故防止 ② 飲酒・妨害・暴走運転の根絶



- ☆ こどもと高齢者に対して、思いやりのある運転をお願いします。
- ☆ 夕暮れ時や夜間は明るい色の服装や反射材を着用しましょう。



- ☆ 飲酒運転・妨害運転は犯罪です。
- ☆ 飲んだら、乗らない！
- ☆ 乗るなら、飲まない！
- ☆ 暴走行為をしない、させない、見にいかない。

③ 自転車等の安全利用の促進



- ☆ 自転車や電動キックボード等を利用する時は、ヘルメットをかぶりましょう。
- ☆ 自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

④ 歩行者の保護



- ☆ 歩行者に対して思いやりのある運転を心がけましょう。
- ☆ 横断歩道を横断する時は、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断しましょう。

☆☆☆飲酒運転の根絶☆☆☆

「少ししか飲んでないから」「距離が近いから」

「仮眠すればアルコールが抜ける」

その軽い気持ちで命取り！

わずかなお酒でも、運転能力、判断能力を鈍らせるおそれがあります。

飲んだら運転しない！させない！



☆☆☆自転車安全利用五則☆☆☆

- ① 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対してヘルメット着用が努力義務化されています。